〔利用者保護:共同生活援助(グループホーム)〕

令和5年度

《事業所名:ひまわり荘》

Ⅲ 利用者保護に関する項目

	利用者保護に関す	する項目 標準項目実施状況	9/9
1	1 評価項目1 利用者の意向(意見・要望・苦情)を多様な方法で把握し、迅速に対応する体制を整えている 評点(OO)		
	評価 標準項目 標準項目		
	⊕ 80.7	1. 苦情解決制度を利用できることや事業者以外の相談先を遠慮なく利用できることを、利用者に伝えている	○ 非該当
	● あり ○ なし	2. 利用者の意向(意見・要望・苦情)に対し、組織的に速やかに対応する仕組みがある	○ 非該当
2	2 評価項目2 虐待に対し組織的な防止対策と対応をしている 評点(OO)		
	評価標準項目		
	● あり ○ なし	1. 利用者の気持ちを傷つけるような職員の言動、虐待が行われることのないよう、職員が相互に日常の言動を振り返り、組織的に防止対策を徹底している	○ 非該当
		2. 虐待を受けている疑いのある利用者の情報を得たときや、虐待の事実を把握した際には、組織として関係機関と連携しながら対応する体制を整えている	〇 非該当
3	3 評価項目3 事業所としてリスクマネジメントに取り組んでいる 評点(〇〇〇〇〇)		
	評価	標準項目	
	● あり ○ なし	1. 事業所が目指していることの実現を阻害する恐れのあるリスク(事故、感染症、侵入、災害、経営環境の変化など)を洗い出し、どのリスクに対策を講じるかについて優先順位をつけている	〇 非該当
	● あり ○ なし	2. 優先順位の高さに応じて、リスクに対し必要な対策をとっている	〇 非該当
	● あり ○ なし	3. 災害や深刻な事故等に遭遇した場合に備え、事業継続計画(BCP)を策定している	〇 非該当
	● あり ○ なし	4. リスクに対する必要な対策や事業継続計画について、職員、利用者、関係機関などに周知し、理解して対応できるように取り組んでいる	〇 非該当
		5. 事故、感染症、侵入、災害などが発生したときは、要因及び対応を分析し、再発防止と対策の見直しに取り組んでいる	〇 非該当
	利用者保	護の講評(※利用者保護の内容から 3つ(必須) 記載してください)	
	苦情相談体制の整備と明示がなされている 重要事項説明書には事業所内の苦情相談窓口・虐待防止窓口が明示されており、各市町村の担当連絡先、団体内の運営適正委員会など 外部の相談先についても掲載がなされている。また苦情解決第三者委員を設置し、ホーム内に掲示がなされるなど苦情相談体制の整備が なされている。		
	適切な支援実施のため環境整備と職員指導に努めている 共有スペースには防犯カメラの設置がなされており、安全の確認がなされている。また職員への指導については留意事項の掲示、ヒヤリハット報告書の分析等にて行われており、防犯カメラは職員の行動管理とともに職員の行動を保障するものとしての意味をもって設置がなされている。虐待防止研修の実施、新入職員への指導、ミーティングでの周知を通して対策を講じている。		
	訓練実施、機器整備、計画作成等によりリスク対応にあたっている 避難訓練の定期実施、食料・医薬品等の備蓄、ライフジャケットの設置、スプリンクラーの設置、事業継続計画の策定等々により災害に対するリスク対応にあたっている。また職住近接および各ホームが近くに集まっていることからの協力体制が築かれており、デジタル無線機や災害時対応自動販売機の設置などもなされている。		